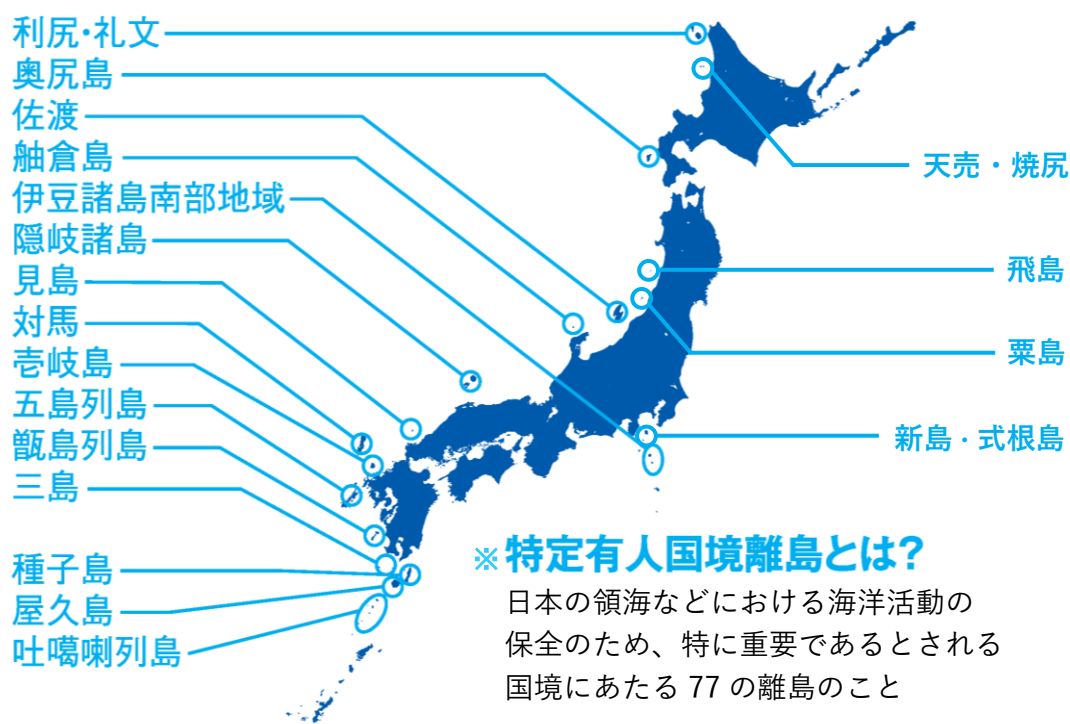


令和9年度

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金 -佐渡市雇用機会拡充事業補助金-

公募要領

特定有人国境離島



特定有人国境離島地域※における民間事業者等の雇用拡大に伴う、
創業・事業拡大等に必要な設備資金や運転資金を支援します。

※本公募は、令和9年度の予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、予算成立前に協議を行うものです。また、公募は年1回（4月1日採択分のみ）の予定ですのでご注意ください。

令和8年9月 佐渡市

目 次

1 事業目的	1
2 事前相談及び事前協議書の提出について	1
3 各相談窓口の利用について	2
4 補助対象者	2
5 事業に関する要件	3
6 雇用に関する要件	4
7 事業計画期間	5
8 補助対象経費	6
9 補助対象経費の上限額	7
10 事業計画書の作成	8
11 一次審査及び二次審査の実施並びに選定基準	8
12 補助金の返還及び財産処分 of 制限について	11
13 特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金	11
14 調査への協力及びイベント参加について	12
15 佐渡ビジネスコンテスト2027	12
16 応募手続	13
17 審査会後の流れ	13
18 お問い合わせ	13
19 公募スケジュール(予定)	14
(別表)雇用機会拡充事業の対象経費一覧	15
雇用機会拡充事業事前セルフチェック	17
記入例	
・佐渡市雇用機会拡充事業 事前相談票	18
・事前協議に係る提出書類一覧	20
・雇用機会拡充事業補助金交付申請にかかる事前協議書	21
・事業実施予定地の位置図	22
・事業計画書	23
参 考	37

I 事業目的

雇用機会拡充事業は、特定有人国境離島地域※における持続的な居住が可能となる環境の整備を図ることを目的として、雇用増を伴う創業又は事業拡大を行う民間事業者等に対してその事業資金の一部を、予算の範囲内で補助することにより、特定有人国境離島地域における雇用機会の拡充を図ろうとするものです。

※ 特定有人国境離島地域とは、有人国境離島地域のうち、継続的な居住が可能となる環境の整備を図ることがその地域社会を維持する上で特に必要と認められる離島であり、全国で77の離島が指定されています。

2 事前相談及び事前協議書の提出について（必須）

(1) 事前相談について

事前説明動画を視聴した上で、計画内容の確認や質疑応答を行います。事前説明動画は、事前相談会申込時にご案内します。

補助金の応募を希望する方は、事前に必ず相談を受けてください。

※ただし、過去に複数年度事業の採択を受けた事業者で、今回継続（2年目以降）の申請をされる場合は、参加不要です。

日 程：令和8年9月18日（金）～令和8年10月30日（金）
場 所：佐渡市役所 地域産業振興課
※会場に直接来られない方はリモートでの相談も可能です。
相 談 時 間：1事業者につき30分以内
持 参 する 物：『佐渡市雇用機会拡充事業 事前相談票』（P18参照）
申 込： 事前に電話予約をしてください。
佐渡市役所 地域産業振興課 産業振興係
（電話 0259-67-7863）

(2) 事前協議書の提出について

雇用機会拡充事業補助金の申請を希望する事業者は、『P20事前協議に係る提出書類一覧』を確認し、以下の受付期間内に提出してください。

※本補助金のスケジュールを必ずご確認ください。（P14参照）

※過去に複数年度事業の採択を受けた事業者で、今回継続（2年目以降）の申請をされる場合も、提出必須になります。該当する事業者には別途ご連絡します。

●事前協議書受付期間

令和8年11月17日（火）～令和8年11月27日（金）午後5時00分 まで

※受付期間を過ぎての受付はできませんので、お早めにご提出ください。

3 各相談窓口の利用について（希望者のみ・事前予約制）

申請に向けた事業計画の検討を支援するため、以下の相談窓口を設けています。両方の相談窓口を利用することも可能です。利用を希望する場合は、事前相談票に希望内容を記入してください。

（1）無料経営相談会

第四北越リサーチ&コンサルティング(株)及びスナップ新潟(株)が、事業の方向性や課題の整理、収益の作り方など、事業の形をつくる段階から幅広く相談に応じます。

（2）申請予定者向け個別相談会

市が派遣する中小企業診断士が、事業計画書の内容整理やブラッシュアップ等について専門的な助言を行います。

※各相談会の日程、時間、申込方法等の詳細は「佐渡市雇用機会拡充事業 事前相談票」をご確認ください。

4 補助対象者

事業実施者は、対価を得て事業を営む個人又は法人であって、以下の①～③のいずれかに該当する者とします。

- ① 佐渡市内において創業※1する者（事業を承継する者を含む）
- ② 佐渡市内の事業所において、事業拡大※2を行う者
- ③ 主として佐渡市の商品・サービス等の販売を目的として、佐渡市以外の地域において創業する者

※1 「創業」とは、

・個人開業又は会社等を設立し、新たに事業を開始すること（新規創業）

※事業計画期間中に「開業届」の提出がなされたことをもって、新規創業を確認します。

・既に事業を営んでいる者から事業を引き継ぎ、新たに事業を開始すること（事業承継による創業）
ただし、設備投資等を行って付加価値を向上させることが必要

※2 「事業拡大」とは、

・既に事業を営んでいる者が、生産能力の拡大、商品・サービスの付加価値向上等を図るために
雇用拡大、設備投資等を行うこと

・市内に事業所を有しない事業者が市内において事業拡大を行う場合、佐渡市税務課へ法人市民税の申告が必要なケースがあります。

・上記に該当する場合は、事業所開設の確認に、税務課へ提出した「法人市民税設立・設置・異動等申告書」の写しを提出いただきます。

その他、雇用機会拡充事業の実施者は、公序良俗に問題のある業種を除き、業種による制限はありません。但し、訴訟や法令順守上の問題を抱える者でなく、公的資金の交付先として、社会通念上適切と認められる者である必要があります。

5 事業に関する要件

雇用機会拡充事業を実施する者は、以下の要件を満たす必要があります。

① 雇用創出効果が見込まれる創業又は事業拡大であること

具体的には、それぞれの場合に応じて、以下の要件を満たすこと

イ) 創業の場合

事業実施後、概ね3年又は計画期間が終了する日のいずれか遅い方の日までに従業員を新たに雇用し、補助金等による助成終了後においても雇用が継続又は拡大する成長性が見込まれること

ロ) 事業拡大の場合

売上高の増加又は付加価値額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計額をいう。以下同じ。）の増加を伴う事業拡大であって、計画期間内にその事業拡大のために新たに従業員を雇用し、補助金等による助成終了後においても雇用が継続又は拡大すると見込まれること

ハ) 佐渡市以外の地域において創業する者の場合

計画期間内に当該事業者と直接取引のある佐渡市の産品、サービスの生産者等の売上高の増加又は付加価値額の増加及び従業員の新たな雇用に寄与し、補助金等による助成終了後においても雇用が継続又は拡大すると見込まれること

② 本事業終了後に売上高の増加又は付加価値額の増加が図られる蓋然性が高い事業性を有するものであること

③ 創業又は事業拡大に要する事業資金について、自己資金又は金融機関からの資金調達が十分に見込まれること

●留意事項

・ビジネスベースで成立する事業に対して補助を行うものであり、交付金を充当してどのように対価を得て事業を営むか（ビジネスモデル）が不明確な単なる施設改修、設備費等は対象外となります。

- ・ 地方公共団体が実施すべき事業や、行政からの補助金、助成金、業務委託等によって業務を行う事業は対象外です。
- ・ 交付決定日以降の創業又は事業拡大が交付対象事業となります。

6 雇用に関する要件

雇用機会拡充事業は、佐渡市における雇用増を伴う創業又は事業拡大を行う事業者への支援を行うものです。雇用に関する要件については、以下のとおりです。

- ① 計画期間中に一週間の所定労働時間が 20 時間以上の従業員を新たに雇用※1し、
計画期間終了後もその雇用を継続していただく必要があります。

※1 所定労働時間が週 20 時間以上の常用雇用者※2を雇用人数の最小単位として計算して下さい。これ未満の雇用者は、1 名とカウントしません。また、新たな雇用と認められる者は、佐渡市に住民登録している者に限ります（生活の本拠が市内にある者であり、住民登録した住所に居住実態がない場合は対象外）。

※2 「常用雇用」とは、事業所に常時雇用されている人をいいます。期間を定めずに雇用されている人又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人をいいます。

- ② 佐渡市に居住して創業する場合には、自らを「雇用」とみなすことができます。
ただし、その場合、事業年度を含め3ヶ年度以内に、さらに新たな雇用（1名以上）を創出していただく必要があります。
- ③ 冬季間に閉業する宿泊施設など季節要因等による閉業期間がある場合には、その期間は雇用を継続すべき期間から除くことができます。
- ④ 交付決定日以前に雇用した従業員は、「新たに雇用した者」には該当しません。
ただし、事業開始前に週 20 時間未満の勤務を行っていた従業員が、事業開始後に週 20 時間以上の勤務を行なうこととした場合は、「新たに雇用した者」に該当します。
- ⑤ 雇用した者が退職、解雇等となった場合については、速やかに別の者を雇用する必要があります。
- ⑥ 雇用機会拡充事業は、地域社会を維持することを目的としていますので、事業計画期間終了後も継続して雇用することが求められます。事業終了後に、雇用した者を直ちに解雇、雇い止め等するような計画にあっては、雇用機会拡充事業の対象となりません
のでご留意ください。

※ 補助金による助成終了後も、雇用が継続しているかどうか確認するため、賃金台帳の確認や雇

用保険加入の状況の確認、従業員の連絡先の把握等により、モニタリングを行いますのでご留意ください。

- ⑦ 新たに雇用する従業員が新規学校卒業者であり、卒業を待たなければならないなどの理由により計画期間内に雇用を開始することができない場合、採用の決定が計画期間内に行われていれば、実際に雇用を開始する日が計画期間の終了後であっても、計画期間内に雇用したものとみなすことができます。ただし、雇用したものとしてみなすことができるのは、実際に雇用を開始する日が計画期間終了後、概ね1カ月以内のものに限ります。
- ⑧ 事業実施者は労働基準法を始めとする各種法令を遵守し、雇用保険や社会保険への加入など、必要な手続を確実に行ってください。

7 事業計画期間

令和9年度事業計画期間

交付決定日（令和9年4月1日 ※予定） から令和10年2月29日

上記期間までに、計画した事業の全てを完了してください。

契約や取得、支払いなどが事業計画期間外の場合、全事業が対象外となる場合がありますので、ご注意ください。

●『複数年度申請』について

佐渡市では、以下の類型（①、②）のいずれかに該当する事業を実施しようとする者については、地域社会維持にとって特に重要であると認めることから、複数年度（最長で5年間）の事業計画の申請を受け付けることとしています。

ただし、複数年の事業計画申請が受け付けられた場合であっても、補助金交付の可否は年度ごとに判断※1することとなりますのでご注意ください。

※1 毎年度ごとに、審査・交付申請・実績報告を行っていただきます。

- ① 佐渡地域全体の経済又は雇用を特に拡大させる効果があり、国が定める基本方針の記載内容（島と国内外との間で人が交流し、モノ・カネの対流と島内経済の拡大を生み出すような事業。例：島の製品のブランド化・販路拡大・付加価値向上、地域商社機能の創出、島全体の人材確保・派遣機能の創出、宿泊施設の魅力向上・協業化、シェアリングエコノミーの導入、DMO機能の創出、外国人旅行客の呼び込み等）に合致する事業

- ② 「佐渡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」が目指す方向性に合致し、指標、基本目標等の達成に大きく寄与するものと認められる事業

※「佐渡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は佐渡市のホームページに掲載しています。

＊複数年度申請の場合、事業実施者による事業が次に掲げる事由（イ～ニ）のいずれかに該当する場合には、原則として翌年度以降の補助金の交付を受けることができませんので、ご注意ください。

イ) 事業者の事業所全体における雇用者数が、補助金交付決定日の前日の雇用者数を下回っている場合

ロ) 補助金交付決定日の前日を基準日として、計画期間中の雇用人数が毎年1人以上でない場合。ただし、計画を前倒して雇用した場合は、この限りではない。

例) 計画年数が R9年度～R11年度の3か年の場合（3人以上の雇用が必要な場合）

・R9:1人、R10:1人、R11:1人⇒OK

・R9:2人、R10:0人、R11:1人⇒OK

・R9:0人、R10:2人、R11:1人⇒NG

ハ) P5～P6 の①及び②のいずれの要件も満たす見込みがない場合

ニ) 事業開始日が属する年度における当該事業による収入額（本補助金を除く。）が必要経費（売上原価、販売費、一般管理費その他税務上必要経費として算入できる経費）を上回って黒字となる場合

また、国の交付金事業が終了した場合には、受け付けた事業計画期間に関わらず、以降の補助金の交付ができなくなる場合があります。

8 補助対象経費

雇用機会拡充事業の補助対象経費は、『P15,16（別表）雇用機会拡充事業の対象経費一覧』のとおりです。

補助対象経費は、事業に使用したものとして明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額が確認できるものに限ります。

事業の実施に当たっては、以下の①～⑦に留意してください。

① 事業を実施する上で必要不可欠なものに限定して下さい。

② 交付決定日以前に契約や支出した経費は、補助対象経費に含めることはできません。

また、事業計画期間内に契約、取得及び支払いを完了させてください。

- ③ 単なる老朽化した施設や設備の更新等は対象となりません。
- ④ 不動産、自家用車その他の個人・法人の資産形成につながるもの及び汎用性が高く、事業に直接必要かどうか判別が不明確な物品は対象となりません。
- ⑤ 短期間しか使用しないもの等、レンタル等で対応する方が合理的であると考えられるものは設備の設置・購入ではなく、リース・レンタルで対応してください。
- ⑥ 国や地方公共団体等の他の補助事業により補助対象となっている経費については、対象となりません。
- ⑦ 補助対象経費のうち、補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分が含まれ、補助事業者の利益となると認められる場合は、利益相当分補助対象経費から除外してください。

9 補助対象経費の上限額

補助金の上限額は事業計画期間1年度あたり、下表の「① 区分」ごとに応じ、「② 補助金の上限額」に記載された額となります。

事業実施者は、補助対象経費の4分の1以上の額を自己負担する必要がありますのでご注意ください。

① 区 分	補助対象経費の上限額	② 補助金の上限額※2
I 創 業	800 万円	600 万円
II 事業拡大	2,100 万円	1,575 万円
III 設備投資を伴わない事業拡大※1	1,600 万円	1,200 万円

※1 設備投資を伴わない事業拡大とは、設備費又は改修費を経費に計上しないものを指します。

※2 上記の補助上限額は、国の令和9年度予算概算要求の内容を踏まえた予定額です。今後の国の予算成立及び要綱改正の内容によっては、変更となる場合があります。

*** 補助金交付申請額は、計画書の「3-2. 当該年度に係る補助対象経費明細」の消費税抜合計額の 3/4 の額（千円未満切捨）と補助金上限額のいずれか低い額となります。（P29参照）**

10 事業計画書の作成

事業実施者は、佐渡市雇用機会拡充事業補助金事業計画書に事業内容や資金計画などを記載するとともに、以下の内容について留意しながら記載し提出して下さい。

1) 業績評価指標の設定

本事業では、事業の効果を測り、早期の自立化を促す観点から、補助金交付決定後から3年後まで(これより長い計画期間で事業を実施する事業については、計画期間の終期まで)以下のいずれかの項目を業績評価指標として設定の上、成果目標を定めて計画を作成していただきます。

- ① 付加価値額(営業利益、人件費、減価償却費の合計額)
- ② 経常利益(営業利益及び営業外利益の和から営業外費用を控除したもの)
- ③ 売上高

2) 新潟県計画との整合

新潟県では、特定有人国境離島地域における地域社会の維持を目的として、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法(平成28年法律第33号)第4条に規定する国の基本方針に基づき、同法第10条に規定する新潟県計画(「新潟県特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する計画」)を策定しています。この計画には、地域における雇用機会の拡充を図るための施策について記載していますので、申請する事業内容について計画と整合する部分について記載する必要があります。(県計画P24～30を参照し記載してください。)新潟県計画につきましては、新潟県のホームページに掲載しています。

※採択後は、作成した事業計画に基づき事業を遂行いただくことになります(採択後の事業計画の変更は原則認められません)ので、正確な事業計画の策定を心がけてください。

11 一次審査及び二次審査の実施並びに選定基準

事業実施者からの事前相談を経て事業計画等の提出書類の申請を受け、要件の確認をした上で、佐渡市において一次審査(以下「書類審査」という)及び二次審査(以下「審査会」という)を開催し、最終的に佐渡市長が交付決定を行います。

審査会には、書類審査を通過した事業実施者のみが参加できます。

審査会では、原則として申請事業者からプレゼンテーションを行っていただきます。

書類審査及び審査会は以下の①～④の観点から行われます。

※過去に複数年度事業の採択を受けた事業者で、今回継続(2年目以降)の申請をされ

る場合は、原則書類審査のみになりますが、必要に応じて、審査会によるヒアリング審査を行うなどして、継続の適否を判定します。

① 雇用創出効果

事業計画に記載された雇用が確実に確保される見込みがあるとともに、事業計画期間終了後も、継続して雇用がなされ、さらに拡大していく見込みがあること。

また、事業実施に必要な人員の確保に目途が立っていること。

② 事業性、成長性、継続性の判断

イ) ターゲットとする顧客や市場が明確で、商品、サービス、又はそれらの提供方法に対するニーズを的確に捉えており、事業全体の収益性の見通しについて、より妥当性・信頼性があること。

ロ) 商品やサービスのコンセプト及びその具体化までの手法やプロセスが明確となっていること。事業実施に必要な人員の確保に目途が立っていること。販売先等の事業パートナーが明確になっていること。

ハ) 既存事業の実績又は新事業を開始するにあたってのノウハウの蓄積が事業計画書から読み取れ、安定的な事業運営が見込まれること。

ニ) 補助金による助成期間終了後も事業が継続され、売上高、付加価値額、経常利益が増加していく蓋然性が高いこと。補助金による経費負担がなくなると、事業継続や生産能力の維持ができないような事業ではないこと。

③ 雇用機会拡充事業への趣旨の合致

審査に当たっては、本事業の趣旨に合致するような事業であるかどうかについて、以下に掲げる基準（ア～オ）を踏まえて行います。

(ア) 佐渡市外の需要を取り込み、佐渡市内の経済及び雇用を拡大させる事業であること（代表的な例：佐渡市を代表する産品及び観光のブランド化、販路拡大、付加価値向上、流通効率化を図るものなど、主に佐渡市外の顧客を対象にして商品又はサービスを提供するもの）

(イ) 離島地域であることによって生じている島内の生活や産業にとって必要不可欠な商品又はサービスの提供を受けることに関する条件不利性を改善する事業であること

(ウ) 佐渡市以外の地域から事業所を移転して行う事業、佐渡市以外の地域から移

住して創業する事業など、佐渡市への転入者数の増加に直接的に効果があることが明確な事業であること

(エ) 佐渡市外から人材を一元的に募集・確保して島内で不足する働き手として活用したり、業種ごとの繁閑期に応じてマルチワーカーとして働くことができる環境を創出したりする等、佐渡市内に働き手を呼び込み、又は安定的な雇用を創出する効果があること

(オ) 宿泊施設や飲食店等において、施設の多言語対応や無料公衆無線 LAN (wi-fi) 整備、外国人向けメニュー開発を行うなど、訪日外国人旅行者の受入環境整備を伴う事業であること

④ 資金調達の見込み

事業を進めるにあたっては、必要な事業資金が確保されている必要があります。自己資金相当額に加えて、補助金が交付されるまでの事業資金についても十分に調達が見込まれていることが必要です。

補助金が実際に支払われるのは、事業完了後（契約や取得、支払いなどを確認した後）の実績払いになります。

事業計画書の「4-1. 事業計画に係る資金計画」の補助金交付までの手当については確実に記載してください。

●留意事項（補助対象外となる事例）

事業の採択に当たっては上記の審査基準に加え、雇用機会拡充事業の趣旨に合致しない以下の「イ～ホ」のような事業については補助金交付の対象としないこととしておりますので、申請に当たってはご注意ください。

イ) これまでの事業で支出していた経費の肩代わり、単なる老朽化設備・施設の更新・改修費、元々採用が予定されていた者の人件費など、創業・事業拡大と支出経費の因果関係が明確に説明できない経費が計上されている事業

ロ) 島内の同業他社との差別化を図ることが難しい商品又はサービスに係る事業であって、その者のみを支援すると同業他社との競争関係を歪めかねないもの

ハ) 短期的な需要や官公需を当て込んだ事業

二) どのように対価を得て事業を営むか不明な事業、行政からの補助金、助成金、業務委託等によって業務を行う事業

ホ) 他の補助金で実施したほうが明らかに適切であると思われる事業

12 補助金の返還及び財産処分の制限について

計画した雇用人数を満たさない場合については、補助金の全て又は一部の返還が生じる場合があることに十分ご注意ください。

また、次のいずれかに該当した場合は、補助金の支払いが完了した後であっても交付決定の取り消し又は変更を行い、補助金の全て又は一部の返還が生じることにご注意ください。

- ① 偽り又は不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- ② 補助金の交付決定に付された条件(例:雇用計画の達成等)に違反したとき
- ③ その他、市長が補助金の交付が適当でないと認めたとき

また、補助事業で取得又は効用を増加した財産を処分^{※1}する際は事前に市長の承認が必要となる場合があります。処分の方法によっては補助金の返還が生じるため、必ず事前に市へ報告してください。報告が無い場合は上記②等の理由により交付決定取消となる場合があります。

上記の要件は補助事業終了後も適用されます。

※1 財産の処分とは補助目的に反した使用、譲渡、交換、貸し付け、担保に供すること、取り壊し又は廃棄することをいう。

13 特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金

本補助金と併せて、別途、国(内閣府)の特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給事業により、指定金融機関から利子補給により無利子(低利)融資が最長5年間(元金据え置きあり)、融資上限額 7,200 万円が受けられる可能性があります。

佐渡市内で本制度を活用できる金融機関は以下のとおりですので、利用を検討される方は、金融機関へ直接お問合せください。

- ・(株)第四北越銀行 ・(株)大光銀行 ・新潟県信用組合
- ・新潟大栄信用組合 ・新潟県労働金庫 ・佐渡農業協同組合
- ・東日本信用漁業協同組合連合会

14 調査への協力及びイベント参加について

採択を受けた事業者は、国及び市からの調査に協力すること。なお、この調査のうち毎年行う調査は事業終了後 3 年程度を予定していますが、雇用実績等が未達成の場合はこの限りではありません。その他、随時行う調査は過去の全採択事業者が対象となり得ます。

また、採択事業者支援の一環として市が実施する事業者間の交流を目的としたイベントには原則参加すること。なお、イベントの実施日については実施の 2 カ月前までに周知する予定です。

15 佐渡ビジネスコンテスト 2027

本補助金を申請される方は、併せて、『佐渡ビジネスコンテスト 2027』の応募が可能です。

<応募資格>

- ◆令和9年度佐渡市雇用機会拡充事業補助金公募要領を満たしていること
- ◆創業ないし起業後15年未満のスタートアップ企業であること
- ◆佐渡市で開催される「本選プレゼン会」に参加できること（交通費は自己負担）

<入賞者特典>

グランプリを含む入賞者（3 者）は、以下の特典を受けられます。

- ◆令和9年度佐渡市雇用機会拡充事業補助金への優遇措置（グランプリ受賞者）
- ◆令和9年度佐渡市雇用機会拡充事業補助金の審査会にて加点（グランプリを除く入賞者）
加点点数：ビジネスモデル部門は5点、課題解決型ビジネスモデル部門は10点
- ◆サテライトオフィス等への入居支援
- ◆ベンチャー支援ファンド等とのマッチング
- ◆事業計画の策定、資本政策等についての専門的な経営指導等

『佐渡ビジネスコンテスト 2027』の開催概要や、募集するビジネスプラン等の詳細につきましては、10 月上旬を目途に下記公式 Web サイトで公表予定です。

URL : <https://sado-business-contest.com/>

16 応募手続

雇用機会拡充事業の事前協議に必要な書類・手続については、以下のとおりです。

- (1) 提出書類：本要領『P20 事前協議に係る提出書類一覧』のとおり
- (2) 提出先：〒952-1292 新潟県佐渡市千種 232 番地
佐渡市役所 地域産業振興課 産業振興係 あて
- (3) 提出方法：電子媒体での提出とします。ただし、メール提出の場合、
添付ファイルが 10 個以上又は添付ファイルの容量が 5MB 以上の
場合はメール便等のサービスによりご提出ください。

※提出期限必着です。またメール送信後は必ず電話にて着信確認を行ってください。

※提出データは、内容の確認に支障のない範囲でファイル容量を抑えてください。画像・動画等を資料に貼り付ける場合は、適宜圧縮してください。また、プレゼン資料等で使用する動画は、事業内容の説明に必要なものに限り、必要最小限の内容・容量としてください。データ容量が著しく大きい場合は、内容を変更しない範囲で圧縮等のうえ、再提出をお願いする場合があります。

- (4) 受付期間：令和8年11月17日(火)～11月27日(金)

※締め切り日の 17:00 必着

※過去に複数年度事業の採択を受けた事業者で、今回継続(2年目以降)の申請をされる場合の受付期間は、別途対象者にお知らせします。

17 審査会後の流れ

事前協議書の認定を受けただけでは、本補助金の申請をしたことにはなりません。

選定された事業者は、4月上旬頃に正式な交付申請書を提出していただきます。

佐渡市の交付決定を受けた後に、事業への着手が可能となります。

※ 詳細は、『P14公募スケジュール(予定)』を参照ください。

18 お問い合わせ

佐渡市役所 地域産業振興課 産業振興係

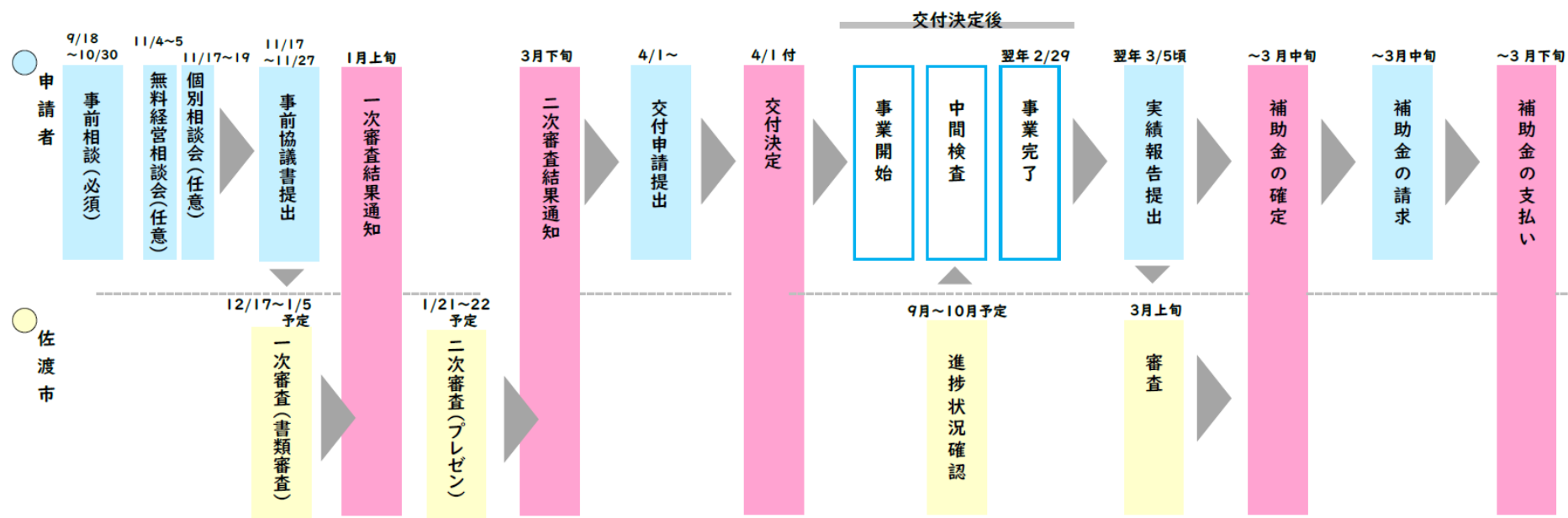
電話 0259-67-7863

E-mail : ko-kakujyu@city.sado.niigata.jp

※本事業に関する市からの連絡・案内も、原則として上記メールアドレスから送信します。

迷惑メール設定等により受信できないことがないように、あらかじめ受信設定をご確認ください。またメールを定期的にご確認ください。

19 公募スケジュール（予定）



雇用機会拡充事業の対象経費一覧

対象経費	内 容
1) 設備費、システム 費又はこれらに係 る減価償却費	●創業又は事業拡大に必要な機械、装置、器具、備品その他の設備の設置・購入費、リース・レンタル費(設置、据付工事を含む) ●創業又は事業拡大に必要なソフトウェア・情報システムの購入・構築、借用・利用に要する経費 ●上記設備を格納する簡易な倉庫、納屋等の工事費 ●上記設備導入に伴って必要となる解体・処分費用 ●上記に係る減価償却費 注 1) 中古品については、価格設定の適正性が明確なものに限ります。 注 2) 売上増加につながらない単なる老朽化設備・施設の更新は対象になりません。 注 3) 土地・建物の取得、新築、自家用車の購入その他個人又は法人の資産形成につながる経費は対象になりません。
2) 改修費又はこれに 係る減価償却費	●事業の用に供する建物および建物附属設備の改修費(増築や改築を含む。建物と住居等が明確に分かれているものに限る。) ●創業又は事業拡大に伴い市内で新たに雇用する従業員の居住の用に供する建物及び建物附属設備の改修費(増築や改築を含む。代表者、役員及びその親族(三親等以内)が居住の用に供する場合を除く。) ●上記に係る減価償却費 注 4) 土地・建物の取得、新築、自家用車の購入その他個人又は法人の資産形成につながる経費は対象外です。
3) 広告宣伝費	●広告掲載費、ホームページ、パンフレット、DM製作・配布・郵送費 ●商品の販路拡大、プロモーション、マーケティング等の販売促進費(調査費、出店料、外注費、専門家等への謝金、旅費等) ●創業又は事業拡大のために新たに雇用する従業員の求人にかかる費用(求人広告の掲載、求職者向けのセミナー・会社説明会への出展費用等)
4) 店舗等借入費	●創業又は事業拡大のために新たに借り入れする場合の事務所・事業所の賃料、店舗(物販店舗、飲食店等)のテナント料(店舗と住居等が明確に分かれているものに限る。)
5) 人件費	●創業又は事業拡大に必要な従業員の給与、賃金(事業拡大の場合には、新たに雇用する者に係るものに限る。) ●創業・事業拡大に伴って新たに雇用するパート・アルバイトの賃金(事業拡大の場合には、事業拡大に伴って新たに雇用する者に限る。) ●給与・賃金は1人あたり常勤雇用の場合は、月額40万円、非常勤雇用の場合は、月額25万円、パート・アルバイトは日額10千円/人を

	上限とする。 注 5) 代表者、役員（創業者、雇用主等）及びその親族（生計を一にする三親等以内）に対する人件費は対象となりません。
6) 研究開発費	●商品又はサービスの研究開発に係る経費（市場調査費、試作品の製作費、委託・外注費、専門家等へ謝金、旅費等）
7) 市外からの事務所・雇用従業員の移転費	●佐渡市外から佐渡市内への事業所及び新たに雇用する者の移転・引越し経費、従前の事業所の原状回復費その他移転に係る諸経費
8) 従業員の教育訓練経費	●従業員の資格取得（佐渡市内で取得できないもの）・研修・講習受講に係る経費（創業又は事業拡大に直接必要なものに限る。） 注 6) 求職者の人材育成にかかる経費や、創業・事業拡大に伴わない教育訓練費は対象になりません。
9) 感染防止対策費	●新型コロナウイルス感染症その他の感染症に係る感染防止対策に必要な経費（消毒費用、マスク費用、清掃費用、飛沫対策費用等）

※取得価額が3万円未満の物品については、原則、補助対象外です。ここでいう取得価額とは支払いの総額ではなく物品一つあたりの単価(税込)のことを言います。また、感染防止対策費については、3万円未満でも対象となります。

※車両の購入や、PC の購入など汎用性の高いものは原則対象外となりますが、事業を実施する上で、必須と判断できるものについては対象となり得ます。

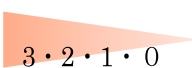
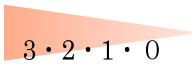
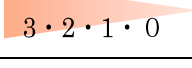
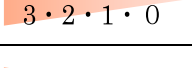
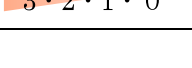
※旅費は原則「6 雇用に関する要件」を満たす新たに雇用した従業員に係る経費のみが対象となります。

雇用機会拡充事業事前セルフチェック

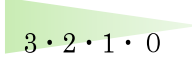
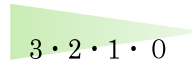
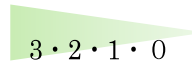
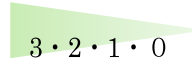
◆ 事業適合のチェック【1～5のうち、一つでも該当すると適合しません】

項 目		チェック
1	島内の同業他社との差別化を図ることが難しいサービス又は商品に係る事業であって、その者のみを支援すると同業他社との競争関係を歪めかねない事業である	☐
2	短期的な需要や官公需要のみを当て込んだ事業である	☐
3	どのように対価を得て事業を営むか不明確な事業、行政からの補助金、助成金、業務委託によって業務を行う事業である	☐
4	他の補助金で実施した方が明らかに適切であると思われる事業である	☐
5	これまでの事業に支出していた経費の肩代り、単なる老朽化設備・施設の更新・改修費、元々採用が予定されていた者の人件費など、創業・事業拡大と支出経費の因果関係が明確に説明できない経費が計上されている事業である	☐

◆ 事業の妥当性チェック

項 目		チェック
6	雇用が確実に確保される見込みがあり、事業計画終了後も継続して雇用がなされ、さらに拡大していく見込みがある	 3・2・1・0
7	ターゲットとする顧客や市場が明確で、ニーズを的確に捉えており、事業全体の収益性の見通しに妥当性・信頼性がある	 3・2・1・0
8	商品のコンセプト及びその具現化までの手法やプロセスが明確で、販売先等の事業パートナーが明確である	 3・2・1・0
9	助成期間終了後も事業が継続され、売上高、付加価値額、経常利益が増加していく蓋然性が高い	 3・2・1・0
10	自己資金、金融機関からの資金調達が十分に見込める	 3・2・1・0

◆ 審査ポイントのチェック

項 目		チェック
11	島外の需要を取り込み、島内全体の経済及び雇用を拡大させる事業である	 3・2・1・0
12	離島地域であることによって生じている島内の生活や産業にとって必要不可欠な商品、サービスの提供を受けることに関する条件不利性を改善する事業である	 3・2・1・0
13	島外から事務所を移転して行う事業、島外から移住して創業する事業など、島内への転入者数の増加に直接的な効果があることが明確な事業である	 3・2・1・0
14	島外から人材を一元的に募集・確保して島内で不足する働き手として活用するなど、島内に働き手を呼び込み、安定的な雇用を創出する効果がある	 3・2・1・0

令和9年度 佐渡市雇用機会拡充事業 事前相談票

現時点で分かる範囲をご記入ください。未定の項目は「未定」と記載してください。

1 相談事業者

事業者名	株式会社 有人離島		
所在地	●●県* *市▲▲町123		
相談者名(役職・氏名)	事業部長 海洋 一郎		
電話	XXX-123-4567	E-mail	kaiyo@XXX.co.jp
商工会加入状況	☐ 1 加入済	☒ 2 加入する予定	☐ 3 加入する予定はない

※相談日程等の連絡に使用します。相談者ご本人の連絡先をご記入ください。

2 事業計画

事業区分	☐ 1 創業	☒ 2 事業拡大
佐渡ビジネス コンテスト2027	☒ 1 参加を希望する	☐ 2 希望しない
事業実施予定地	●●県* *市▲▲町456	
事業内容 業種・事業の概要をご記入ください。 事業拡大の場合は、現在の事業との関係もご記入ください。	現在、トマトを中心とした野菜の有機栽培を行い、生鮮品の販売や、島内加工事業者へ委託してジュース等の加工品を製造・販売している。 今回、自社で農産加工品を製造するための加工場を整備し、搾汁機、真空包装機、冷蔵庫等の設備を導入する。自社で栽培した野菜を使用したジュース等の商品を製造し、島内店舗に加えて島外への販売を拡大する。	

3 事業費

事業全体に必要な経費と、そのうち現時点で補助対象経費として計上を予定している額をご記入ください。(千円単位)

経費区分	事業全体に必要な経費(税抜)		左記のうち補助対象経費(税抜)	
	金額	内容	金額	内容
設備費	10,235	作業台、シンク、搾汁機、真空包装機、大型冷蔵庫、その他事業用設備等	8,235	作業台、シンク、搾汁機、真空包装機、大型冷蔵庫
改修費	4,855	加工場改修(排水設備等)	4,855	同左
広告宣伝費	1,150	パッケージデザイン、展示会・商談会出展費用、ホームページ制作	1,150	同左
店舗等借入費	960	事務所家賃	960	同左
人件費	5,960	常勤2名、パート1名	5,960	同左
研究開発費	600	新商品開発費	0	
市外からの事務所・雇用従業員の移転費	0		0	
従業員の教育訓練経費	0		0	
その他の経費	2,000	原材料費、光熱水費、商品発送費等		
合計	25,760		21,160	

※金額欄は千円単位で入力してください。補助対象経費の可否は、相談時に確認します。

令和9年度 佐渡市雇用機会拡充事業 事前相談票（相談会希望）

相談会を希望する場合は、希望の有無と第3希望までの日程をご記入ください。

4 相談会

佐渡市では、事業計画書の作成等を支援する無料の経営相談窓口を設けています。
各相談会は1事業者につき1コマです。両方の相談会を希望することもできます。

（1）無料経営相談会

通年設置しているオンライン相談を佐渡市役所で対面形式で受けることができます。
事業の方向性や課題の整理、収益の作り方など、事業の形をつくる段階から幅広く相談できます。

相談機関	第四北越リサーチ&コンサルティング(株)・(株)スナップ新潟		
希望の有無	☒ 希望する	☐ 希望しない	
希望順位	希望日時(番号)	以下の時間から希望する時間帯の番号を左の希望日時に記入してください。	
第1希望	①	令和8年11月4日(水) ① 10:00～10:45 ② 11:00～11:45 ③ 13:00～13:45 ④ 14:00～14:45 ⑤ 15:00～15:45 ⑥ 16:00～16:45	令和8年11月5日(木) ⑦ 9:00～9:45 ⑧ 10:00～10:45 ⑨ 11:00～11:45 ⑩ 12:00～12:45 ⑪ 13:00～13:45
第2希望	③		
第3希望	⑧		

申込希望の方には別紙申込書を配布します。
申込多数の場合は追加の開催を検討します。
無料経営相談（オンライン）は通年で随時受け付けています。
オンラインを希望の方は佐渡市HPをご覧ください。
(<https://www.city.sado.niigata.jp/soshiki/2015/63124.html>)

（2）申請予定者向け個別相談会

事業計画書の内容整理やブラッシュアップ等について助言します。

相談機関	中小企業診断士		
希望の有無	☒ 希望する	☐ 希望しない	
希望順位	希望日時(番号)	以下の時間から希望する時間帯の番号を左の希望日時に記入してください。	
第1希望	①	令和8年11月17日(火) 令和8年11月18日(水) 令和8年11月19日(木)	① 午前・② 午後 ③ 午前・④ 午後 ⑤ 午前・⑥ 午後
第2希望	④		
第3希望	⑤		

申込期限は令和8年11月13日(金)です。
相談件数に限りがあり、受付は先着40名までとさせていただきます。
事前相談会時の申し込みを優先させていただきます。

提出・お問い合わせ先

佐渡市役所 地域産業振興課 産業振興係

電話：0259-67-7863

E-mail: ko-kakujyu@city.sado.niigata.jp

【事前協議に係る提出書類一覧】

1 申請者名(団体の場合は団体名称、個人の場合は氏名を記入してください。)

2 提出書類一覧【電子データ】

・電子データの提出にあたってはファイル名を「書類番号-連番_書類名」として整理して提出してください。
 書類番号は以下の一覧表記載の番号、連番は同じ書類番号で2つ以上の書類がある際に記入してください。
 (例)審査会のプレゼンテーション資料の2つ目の資料の場合⇒「4-2_審査会に係るプレゼンテーション資料」
 ・画像・動画等を資料に貼り付ける場合は、内容確認に支障のない範囲でデータ容量を抑えてください。

提出書類		申請者チェック欄
共通	1 佐渡市雇用機会拡充事業補助金交付申請にかかる事前協議書	
	2 事業実施予定地の位置図	
	3 佐渡市雇用機会拡充事業_事業計画書	
	4 審査会に係るプレゼンテーション資料 ※プレゼンテーションは10分を予定しています。	
	5 直近の佐渡市が発行する納税証明書(佐渡市提出用) ※申請日から1か月以内のものに限る ※ 佐渡市内に新たに事業所を設立する予定の申請者は、法人の場合は国税の滞納がないことの証明書(その3の3様式)、個人の場合は、住民登録等がある自治体から滞納がないことの証明を取得してください。	
	6 見積書 ※申請日時点で有効期限のあるものに限る (単価20万円以上のものは2社以上、20万円未満のものは1社の見積書を提出)	
	7 購入予定の設備等のカタログなど	
	8 その他、積算明細書など経費詳細のわかる資料(任意様式)	
	9 (他の補助金も利用する場合のみ) 補助対象経費がわかる内訳書	
	10 (改修費を補助対象経費とする場合のみ) 改修する箇所の状況が確認できるもの 【予定する建物の位置図、改修内容が分かる図面、改修前写真】	
	11 住民票【法人の場合は履歴事項全部証明書】 ※ 応募者が個人事業者かつ市外の場合は、事前協議書を提出する時点で住民登録がある自治体で取得してください。	
創業	12 開業届 ※ 交付決定(令和9年4月1日予定)後に提出 (申請前に開業届を提出した場合、創業での申請はできませんので、ご注意ください。)	
事業拡大	13 開業届又は法人の履歴事項全部証明書等の創業時期の確認できる書類	
	個人 14 直近の確定申告書一式 ※ 税務署受付印のあるもの。ただし、電子申告の場合は、申告書控え一式	
	法人 15 過去3年分の決算書(表紙、貸借対照表、損益計算書) ※ NPO法人の場合は、過去3年分の事業報告書、貸借対照表	
該当者のみ	16 法人市民税設立・設置・異動等申告書 ※ 佐渡市内に新たに事業所を設立する場合に、交付決定(令和9年4月1日予定)後に提出	

令和 8 年 11 月 17 日

佐渡市長 様

申請者

住 所 ●●県**市 123

事業所名 株式会社 有人離島

職・氏名 代表取締役 離島 有子

（団体の場合は団体名及び代表者名）

雇用機会拡充事業補助金交付申請にかかる事前協議書

雇用機会拡充事業補助金の交付を受けたいので、佐渡市雇用機会拡充事業補助金交付要綱第 10 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて提出します。

補助事業の内容	農産加工品を製造・販売するための設備投資を行う
補助金交付申請額	15,750,000 円
事業計画期間 ※ 右の該当項目を選択し、複数年度を選択した場合は終了年度を記載	☐ 単年度申請（年度のみ） ☒ 複数年度申請（令和 9 年度～令和 11 年度）

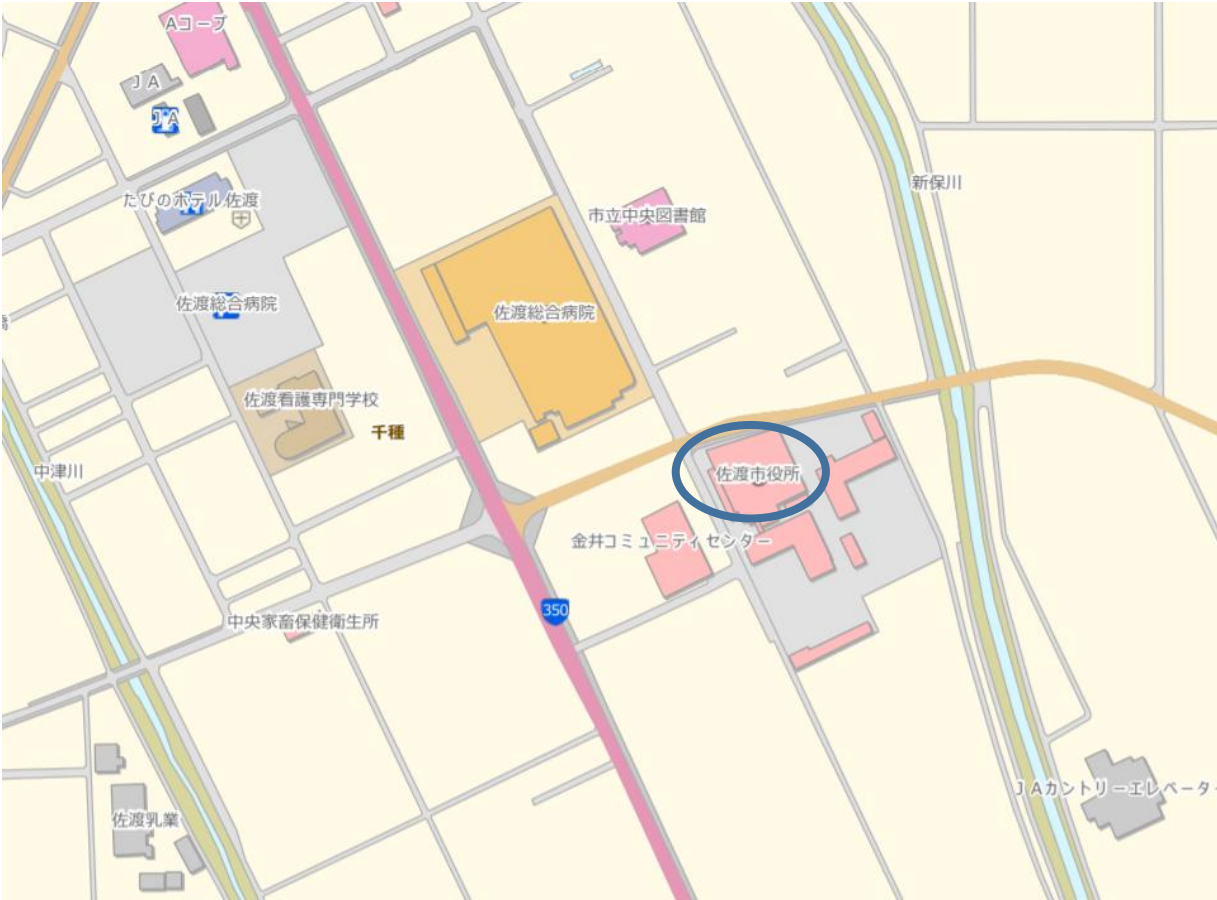
【添付書類】

- 1 事業計画書
- 2 その他必要な書類

【交付申請額】

事業計画書「3-2. 当該年度に係る補助対象経費明細」の消費税抜合計額の 3/4 の額（千円未満切捨）と補助金上限額のいずれか低い額が、補助金交付申請額となります。

事業実施予定地の位置図

【事業実施予定地住所】 〒952-1292 佐渡市千種232番地	【予定地の確保状況】 ※いずれかに✓ ☒ 確保済(契約済) ☐ 確保見込あり ☐ 確保済(自己所有) ☐ 未定
【周辺位置図】 	

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金／雇用機会拡充事業
事業計画書(佐渡市)

記入日: 令和 X 年 X 月 X 日

1. 申請者概要(※1)

ふりがな 事業者名	ゆうじんりとう 株式会社 有人離島	区 分	☒ 法人 ☐ 個人
ふりがな 代表者職・氏名	りとう ゆうこ 代表取締役 離島 有子	生年月日	☐ 大正 ☒ 昭和 ☐ 平成 55 年 1 月 23 日(46 歳)
(本 社) 所在地	〒XXX-XXXX ●●県* *市▲▲町 123	TEL	XXX-123-4567
		FAX	
担当者連絡先	(氏名) 海洋 一郎 (E-mail) kaiyo@XXX.co.jp		
	(TEL) XXX-123-4567 (FAX) XXX-123-4568		
現在行っている 事業の概要 (※2)	設立(創業): 平成 XX 年〇月、親から事業承継(平成 XY 年〇月、法人化) 事業の概要: ●●県▲▲島にて、トマトを主とした野菜の有機栽培を行っている。		
資本金又は 出資金 (※2)	5,000 千円	事業者全体の雇用者数 (週 20 時間以上勤務する 雇用者数、役員を含む) (※2)	5 人
		うち、特定有人国境 離島地域全体におけ る雇用者数	5 人
職歴(※3)	年 月 年 月 年 月		
過去の申請の 有無	☐ 今回初めて雇用機会拡充事業に申請する ☐ 現在、雇用機会拡充事業を実施中である(年度目) ☒ 過去に雇用機会拡充事業を実施したことがある		

(※1) 事業計画書提出時点の情報を記載してください。

(※2) 「2. 雇用機会拡充事業に係る事業概要」の「申請区分」が「創業」の場合等、事業計画書提出時に事業を行っていない場合は記載不要です。

(※3) 「2. 雇用機会拡充事業に係る事業概要」の「申請区分」が「事業拡大」の場合、記載不要です。

2. 雇用機会拡充事業に係る事業概要

申請区分	☐ 創業 ☒ 事業拡大 ☐ 特定有人国境離島地域外の創業 (佐渡ビジネスコンテスト 2027 ☒ ビジネスモデル部門 ☐ 課題解決型部門)	
事業計画期間 (※1)	(事業開始日) 令和 9年 4月 1日 ~ (事業終了日) 令和 12年 2月 28日	
雇用創出人数 (※2)	事業計画期間内に、新たに雇用する予定の人数(週 20 時間以上勤務する雇用者数で、役員を含む)	5 人
新たな雇用者としてカウントできるのは、佐渡市内に住所がある雇用者です。また、「6. 雇用達成計画」の人数と整合させてください。	☒ ア 島外の需要を取り込み、島内の経済及び雇用を拡大させる事業である	
	☐ イ 離島地域であることによって生じている島内の生活や産業にとって必要不可欠な商品又はサービスの提供を受けることに関する条件不利性を改善する事業である	
	☐ ウ 特定有人国境離島地域以外の地域から事業所を移転して行う事業、特定有人国境離島地域以外の地域から移住して創業する事業など、島への転入者数の増加に直接的に効果があることが明確な事業である	
	☐ エ 島外から人材を一元的に募集・確保して島内で不足する働き手として活用したり、業種ごとの繁閑期に応じてマルチワーカーとして働くことができる環境を創出したりする等、島内に働き手を呼び込み、又は安定的な雇用を創出する効果がある	
	☐ オ 宿泊施設や飲食店等において、施設の多言語対応や無料公衆無線 LAN (wi-fi) 整備、外国人向けメニュー開発を行うなど、訪日外国人旅行者の受け入れ環境整備を伴う事業である	
事業概要 (※4)	※事業概要欄には、記載例ではなく記載のポイントを掲載しています。事業内容に応じて具体的に記入してください。また、記載欄が足りない場合は、適宜、行数・ページ数を追加してください。 ※別紙で説明することも可能です。その場合は、事業計画書に「別紙〇〇参照」と記載し、別紙のファイル名は事業計画書に記載した名称と一致させてください。 (例: 別紙〇〇.pdf) ※専門用語については、一般的な表現に言い換える、注釈を付けるなど、専門知識のない方にも内容が伝わるように説明してください。 1. 既存事業の概要(※申請区分が「創業」の場合は記入不要です。) ・現在行っている事業について、事業内容、主な商品・サービス、顧客・販路、これまでの実績等が分かるように記入してください。 2. 新たに拡大する事業の概要 <u>事業所の場所</u> ・離島名: ▲▲島 ・所在地: ●●県 * * 市 ▲▲町 456	

事業概要

- ・事業(創業または事業拡大)の概要について、佐渡市内の事業所において行う事業が分かるように記入してください。
- ・誰に対して、どのような商品・サービス等を、どこで、どのような方法で提供し、どのように収益を得る事業なのか分かるように記入してください。併せて、商品・サービスの特徴、競合他社との差別化、自社の強み(独自のノウハウや技術、経験)等も記入してください。
- ・事業実施にあたって必要となる各種許認可、資格等がある場合は、取得済み又は取得予定であることが分かるように記入してください。

雇用創出効果

(1)雇用するものの業務内容

- ・「5. 事業スケジュール」及び「6. 業績評価指標及び雇用達成計画」に記載する新規雇用者の通年で最も標準的な業務内容を記入してください。その他の従業員の業務内容を記載する場合は、新規雇用者との区別がつくようにしてください。
- ・事業概要に記載した業務のうち、新規雇用者がどの業務を担当するのか分かるように記入してください。雇用を計画していても、業務内容が不明瞭な雇用は審査の採点対象となりません。
- ・勤務日数、勤務時間、業務量等を踏まえ、週 20 時間以上の雇用が可能であることが分かるように記入してください。
- ・業績指標や事業の進捗に応じて雇用人数が増加する計画の場合は、事業の進捗と雇用人数との関連性・根拠が分かるように記入してください。

(2)閑散期の対応策

- ・閑散期の時期及び閑散期にも雇用を維持するための対応策を記入してください。
- ・閑散期を理由に雇用契約を継続できない場合は本事業の対象となりません。ただし、閑散期間が短期間であり、通年で見れば平均週 20 時間以上の雇用が見込め、雇用も維持する場合は、その旨を記入してください。
- ・閑散期に休業する場合は、その旨を記入してください。
- ・閑散期がない場合は、その旨と理由を記入してください。

背景(動機)、事業性、成長性、継続性等

(1)背景(動機)

- ・事業実施に至るまでの背景、経営理念等について記入してください。
- ・当該事業を始めたい理由や背景(地域課題や社会的ニーズ等)、事業を通して何を実現したいのかが分かるように記入してください。

	(2)事業性 ・ターゲットとなる顧客や市場、そのニーズが分かるように記載してください。 ・商品・サービスの販売先や販売方法、事業パートナー等を記載してください。 ・主に島内の顧客を対象とする場合は、島内の同業他社との違いや、自社の商品・サービスの特徴・強みが分かるように記載してください。 ・一時的・短期的な需要や官公需のみに依存せず、継続的な需要が見込めることが分かるように、想定する顧客、市場、販路等を記載してください。 ・必要に応じて、統計データ、既存事業の実績、顧客への聞き取り等、市場や需要の見込みを裏付ける資料を示してください。 (3)成長性 ・ターゲットとなる市場が拡大していく可能性及び今後、当該事業をどのように伸ばしていくのかについて、具体的な取組(事業プラン)を記入してください。 (4)継続性 ・事業拡大(量的拡大)の場合は既存事業の実績を、事業拡大(新事業)又は創業の場合は事業者・創業者が保有するノウハウ等を用いて、安定的な事業継続が可能である根拠を記入してください。 ・補助金による経費負担がなくなった後も、収益と必要な人員を確保し、自立継続的に運営していくための取組を記入してください。 ・現状で想定できるリスクと、その対応策を記入してください。 ・必要な人材をどのように確保するのかについて、人材確保対策(UI ターン者の活用等)や人材確保の見込みを記入してください。 (5)事業効果 ・当該事業を実施することにより期待される効果について、地域課題の解決、地域経済の拡大、雇用創出効果等との関係が分かるように記入してください。 (6)収支計画 ・当該事業の売上予測(1 年目から 3 年目までの推移等)と、その根拠となる数値(単価、人数、件数等)を記入してください。
事業内容と都道府県計画との整合性、基本方針との関連性	新潟県計画の「地域資源の活用・新たな産業の育成」に該当する。 ※『新潟県特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する計画』P24～P30 を参照して記入してください。

(※1) 交付決定予定日から実績報告書提出予定日までの日付を記入してください。複数年度事業(年度を跨ぐものを含む)の場合、事業開始日は初年度の交付決定予定日を、事業終了日は最終年度の実績報告書提出予定日を記入してください。

- (※2)申請区分が「創業」の場合で代表者が離島地域に居住する場合、代表者を人数に含めてください。
- (※3)最も合致する基準項目を一つ選択してください。
- (※4)申請区分が「事業拡大」の場合、既存事業と新たに拡大する事業の内容をそれぞれ明確に記入してください。

3-1. 当該年度に係る事業全体経費明細(※1)

費 目	事業全体経費(単位:円)		経費の内訳
	(消費税込)	(消費税抜)	
(1)設備費、システム費 又はこれらに係る 減価償却費	11,258,023	10,234,567	作業台、シンク、搾汁機、真空包装機、大型冷蔵庫、 その他事業用設備等
(2)改修費又はこれに係る減価償却費	5,340,976	4,855,433	加工場改修(排水設備等)
(3)広告宣伝費	1,265,000	1,150,000	パッケージデザイン、展示会・商談会出展費用、ホームページ制作
(4)店舗等借入費	1,056,000	960,000	事務所家賃(80,000円/月)×11月
(5)人件費(※2)	5,960,000	5,960,000	常勤雇用 25万円/月×10月×2人 パート1200円/時×80H×10月×1人
(6)研究開発費	660,000	600,000	新商品開発費
(7)市外からの事務所・雇用従業員の移転費	3-2に補助対象経費として計上しない経費については、補助対象経費の積算根拠としての見積書の提出は不要です。		
(8)従業員の教育訓練経費			
(9)感染防止対策費			
その他の事業費	2,200,000	2,000,000	原材料費、光熱水費、商品発送費等
合 計	27,739,999	25,760,000	

(※1) 当該会計年度の事業全体経費を記入してください。

なお、複数年度申請者については「7-1. 事業計画期間に係る経費」も併せて記載してください。

(※2) 人件費の内訳は、「常勤雇用」「非常勤雇用」「パート・アルバイト」のいずれにあたるのかを明確にした上で積算金額(単価、人数、月数(日数)等)を記入してください。

3-2. 当該年度に係る補助対象経費明細(※1)

費 目	補助対象経費(単位:円)		経費の内訳
	(消費税込)	(消費税抜)	
(1)設備費、システム費 又はこれらに係る 減価償却費	9,058,023	8,234,567	作業台、シンク、搾汁機、真空包装 機、大型冷蔵庫等
(2)改修費又はこれに 係る減価償却費	5,340,976	4,855,433	加工場改修(排水設備等)
(3)広告宣伝費	1,265,000	1,150,000	パッケージデザイン、展示会・商談会 出展費用、ホームページ制作
(4)店舗等借入費	1,056,000	960,000	事務所家賃(80,000 円/月)×11 月
(5)人件費(※2)	5,960,000	5,960,000	常勤雇用 25 万円/月×10 月×2 人 パート1200 円/時×80H×10 月×1 人
(6)研究開発費	0	0	
(7)市外からの事務所・ 雇用従業員の移転 費	前ページ 3-1 に金額を記載した費目のうち、3-2 に補助対象経費とし て計上しない費目については「0」を記入してください。		
(8)従業員の教育訓練 経費			
(9)感染防止対策費			
合 計	22,679,999	21,160,000	

(※1) 当該会計年度の経費を記入してください。

なお、複数年度申請者については「7-2. 事業計画期間に係る経費」も併せて記載してください。

(※2) 人件費の内訳は、「常勤雇用」「非常勤雇用」「パート・アルバイト」のいずれにあたるのかを明確に
した上で積算金額(単価、人数、月数(日数)等)を記入してください。

(※3) 合 補助対象経費の合計額が、補助対象経費の上限額を超えても構いません。見積 資料が必要となり
ます。書や給与単価等の積算根拠と一致する金額を、そのまま記載してください。
ただし、今回の記載例における「その他事業用設備等 2,000,000 円(税抜)」や
「研究開発費 600,000 円(税抜)」のように、既に補助対象経費の上限額に達し
ており、追加で計上しても補助金交付額に影響しない経費については、3-2 の表
への記載は不要です。

4-1. 事業計画に係る資金計画(令和9年度)

事業に必要な資金		金額(千円)	資金調達の方法	金額(千円)
設備 経 費 分	作業台、シンク	1,358	(1) 自己資金	5,990
	搾汁機、真空包装機、	6,600	(2) 金融機関からの借入 ①	6,000
	大型冷蔵庫	1,100		
	その他事業用設備等	2,200	(3) その他(親族からの借入、 本交付金以外の補助金等)	0
	加工場改修(排水設備等)	5,341		
	交付金(補助金)以外の資金につ いて、金融機関からの借入予定が ある場合に記載してください。		(4) 本交付金(補助金) ＜補助金交付までの手当＞	15,750
(小計)		16,599	自己資金 3,750 金融機関からの借入② 12,000 その他(親族からの借入等)	
そ の 他 経 費 分	広告宣伝費	1,265	交付金(補助金)が支給されるまで の間、どのように資金を調達するの か記載してください。	
	事務所賃料	1,056		
	人件費	5,960		
	新商品開発費	660		
	原材料、光熱水費、商品発送費	2,200		
	(小計)		11,141	
合計		27,740	合計	27,740

(※) 令和9年度分(事業開始予定日から)の資金計画を記入してください。

(※) 「事業に必要な資金」の合計額と「資金調達の方法」の合計額が一致するように記入してください。

(※) 資金調達の方法に「金融機関からの借入」がある(予定している)場合、次頁「4-2. 金融機関からの借入金の調達状況」の該当する箇所にチェック(✓)してください。

(※) 本事業実施にあたり、本交付金以外の補助金(国、都道府県、市町村)の支給を受ける(予定)／受けている場合、「4-3. 他の補助金等の利用状況」を記入してください。

※ 金額は、消費税込・千円未満四捨五入で記載してください。

※ 「事業に必要な資金」の合計額と「資金調達の方法」の合計額は一致させてください。

4-2. 金融機関からの借入金の調達状況

■上記「(2) 金融機関からの借入①」に係る資金【金額：6,000 千円】

✓	金融機関からの借入金に係る調達状況等
	既に調達済み(本事業の採択を前提に融資の確約を得ている場合を含む) 金融機関名:
	未調達(以下①～③の中から具体的な状況に✓をつけてください)
✓	① 本事業計画期間中に調達できる見込み(既に金融機関に相談しており、具体的に調達のめどが立っている) 金融機関名: 日本政策金融公庫
	② 本事業計画期間中に調達できる見込み(既に金融機関に相談しているが、まだ調達の目途は立っていない) 金融機関名:
	③ 将来的に調達する見込み(未だ金融機関に相談していない)
	特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金を申し込む(予定)

■上記「(4) 本交付金(補助金)」の「金融機関からの借入②」に係る資金【金額：12,000 千円】

✓	金融機関からの借入金に係る調達状況等
	既に調達済み(本事業の採択を前提に融資の確約を得ている場合を含む) 金融機関名:
	未調達(以下①～③の中から具体的な状況に✓をつけてください)
	① 本事業計画期間中に調達できる見込み(既に金融機関に相談しており、具体的に調達のめどが立っている) 金融機関名:
✓	② 本事業計画期間中に調達できる見込み(既に金融機関に相談しているが、まだ調達の目途は立っていない) 金融機関名: ●●銀行
	③ 将来的に調達する見込み(未だ金融機関に相談していない)
✓	特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金を申し込む(予定)

(※)複数金融機関、あるいは同一金融機関から複数回融資を受ける場合は、それぞれの状況がわかるように記入してください。合計金額が「4-1. 事業計画に係る資金計画」の「金融機関からの借入」金額と一致するように記入してください。

4－3. 本事業に係る他の補助金等の利用状況

国の補助金等<1>	補助金の名称	
	補助率	
	補助金額	千円
	交付決定日	年 月 日
国の補助金等<2>	補助金の名称	
	補助率	
	補助金額	千円
	交付決定日	年 月 日
都道府県・市町村の 補助金等<1>	補助金の名称	
	補助率	
	補助金額	千円
	交付決定日	年 月 日
都道府県・市町村の 補助金等<2>	補助金の名称	
	補助率	
	補助金額	千円
	交付決定日	年 月 日

5. 事業スケジュール

具体的な事業内容	
1年目	令和9年 4月 加工場改修、ホームページ制作 5月 <u>3名雇用(常用2名、パート1名)</u>、新規雇用者への実務研修開始 6月 加工開始 7月 販売開始 令和10年 1月 新商品開発開始、展示会・商談会等へ出展
2年目	令和10年 4月 既存商品の増産 11月 1名雇用(パート)、展示会・商談会等のイベントに出展 新商品販売開始
3年目	令和11年 耕作面積拡大、商品の増産 <u>加工場に(常用)1名雇用</u> 展示会・商談会等のイベントに出展 オンライン広告宣伝・販売を強化
4年目	
5年目	

(※)1年目は令和9年度分(交付決定日から)の事業内容を記載してください。

(※)本交付金(補助金)の事業計画期間が1～3年の場合は3年間分の計画を策定してください。事業計画期間が3年を超える申請の場合は、5年間分の計画を策定してください。

6. 業績評価指標及び雇用達成計画

業績評価指標	事業実施にあたり、以下のいずれかの業績評価指標を設定(✓)してください。	
	① 付加価値額(営業利益、人件費、減価償却費の合計額)	
	② 経常利益	
	✓ ③ 売上高	事業者の整理がしやすい月で区切って構いません。(決算月、自治体の会計年度等)

(単位: 千円)

業績評価指標 達成計画 (※)	直近年度 R8 年 1 月～ R8 年 12 月期	1年度目 R9 年 1 月～ R9 年 12 月	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目
① 付 加 価 値 額						
(営業利益)						
(人件費)						
(減価償却費)						
② 経 常 利 益						
③ 売 上 高		5,000	13,000	15,000		

※事業拡大の場合

【例 1】本土の事業所が事業拡大により、佐渡市に事業所を設置する場合
⇒佐渡市の事業所における数値を記載。本土分を含めない。

直近年度は、0 を記載。

【例 2】佐渡市の事業所が新事業(新分野)に進出する場合
⇒新事業分の数値を記載。既存事業分を含めない。

直近年度は、0 を記載。

【例 3】佐渡市の事業所が規模・能力拡大を行う場合
⇒既存事業分を含めた数値(会社全体)を記載。

直近年度は、既存事業分の数値を記載。

その他上記に当てはまらない場合は、個別にご相談ください。

(※) 上記「業績評価指標」で設定した指標(①～③のいずれか)について、数値目標を記入してください。

なお、指標は補助金収入を除いた金額としてください。

雇用達成 計画	直近年度 R9 年 3 月末	1年度目 R10 年 3 月末	2年度目 R11 年 3 月末	3年度目 R12 年 3 月末	4年度目 年 3 月末	5年度目 年 3 月末
特定有人国 境離島地域 全体におけ る雇用者数	5 人	8 人	9 人	10 人		
うち、雇用 機会拡充 事業にお ける雇用 者数	5 人	8 人	9 人	10 人	人	

直近年度の雇用者数は、P23 の「う
ち、特定有人国境離島地域全体にお
ける雇用者数」と同じ。1 年度目以降
は累積の人数

当該年度における「雇用創出人数」と直
近年度の「うち、雇用機会拡充事業にお
ける雇用者数」の合計人数

(※) 補助事業の実績報告書に記載できる雇用人数は 2 月末までに雇用した方のみとなります。

※ 本交付金(補助金)の事業計画期間が1～3年の場合は3年度目まで記載してください。

事業計画期間が3年を超える申請の場合は、5年度目まで記載してください。

7-1. 事業計画期間に係る全体事業経費(複数年度にわたる事業計画者のみ記載してください)

(単位: 千円)

	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目
設備費又は これに係る 減価償却費	(内訳) 作業台、シンク 1,235 千円 搾汁機、真空 包装機 6,000 千円 大型冷蔵庫 1,000 千円 その他事業用 設備等 2,000 千円	(内訳)	(内訳)	(内訳)	(内訳)
(小計)	10,235	0	0		
改修費又は これに係る 減価償却費	(内訳) 加工場改修(排 水設備等) 4,855	(内訳)	(内訳)	(内訳)	(内訳)
(小計)	4,855	0	0		
その他	10,670	9,289	10,890		
合 計	25,760	9,289	10,890		

7-2. 事業計画期間に係る補助対象経費(複数年度にわたる事業計画者のみ記載してください。)

(単位:千円)

	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目
設備費又は これに係る 減価償却費	(内訳) 作業台、シンク 1,235 千円 搾汁機、真空 包装機 6,000 千円 大型冷蔵庫 1,000 千円	(内訳)	(内訳)	(内訳)	(内訳)
(小計)	8,235	0	0		
改修費又は これに係る 減価償却費	(内訳) 加工場改修(排 水設備等) 4,855	(内訳)	(内訳)	(内訳)	(内訳)
(小計)	4,855	0	0		
その他	8,070	6,789	7,890		
合 計	21,160	6,789	7,890		

※ 金額は、消費税抜・千円未満四捨五入で記載してください。

※ 複数年度にわたる事業計画者のうち、本交付金(補助金)の事業計画期間が3年以下の場合は3年度目まで記載してください。事業計画期間が3年を超える申請の場合は、5年度目まで記載してください。

【参 考】

1 従業員の区分について

従業員とは、調査日現在、当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所へ派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業員とする。

● 個人事業主

個人経営の事業所で、実際にその事業所を経営している人をいう。

● 無給の家族従業者

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいう。家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含める。

● 有給役員

有給役員とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤は問わない。）で、給与を受けている人をいう。重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含める。

● 常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいう。期間を定めずに雇用されている人若しくは1か月を超える期間を定めて雇用されている人をいう。

● 正社員・正職員

常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員などと呼ばれている人をいう。

● 正社員・正職員以外

常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員などと呼ばれている人以外で、嘱託、パートタイマー、アルバイト又はそれに近い名称で呼ばれている人をいう。

● 臨時雇用者

1か月以内の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

● 派遣従業者（別経営の事業所への派遣従業者）

労働者派遣法にいう派遣労働者のほかに、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。

※事業分類については、総務省の経済センサスの産業分類一覧をご覧ください。

<https://www.stat.go.jp/data/e-census/2016/kekka/bunrui.html>